# アフターコロナ時代を見据えた経済社会構想検討会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大防止と地域経済の再活性化の両立を目指すとと もに、「アフターコロナ時代」における新しい経済社会を構想し、本県の更なる発展・ 飛躍に向けた戦略を検討するため、アフターコロナ時代を見据えた経済社会構想検討 会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

- 第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議 する。
  - (1) アフターコロナ時代の経済社会の在り方に関すること
  - (2) アフターコロナ時代の富山県の将来像及び更なる成長戦略に関すること
  - (3) その他検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

## (組織・委員)

第3条 検討会議は、知事が就任依頼した別表に掲げる委員で構成する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

### (役員)

- 第5条 検討会議に座長及び副座長を置く。
- 2 座長及び副座長は、知事が指名する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

## (特別委員)

- 第6条 必要な意見を聴くため、検討会議に、特別委員を置く。
- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

#### (会議)

- 第7条 検討会議は、知事が招集する。
- 2 知事が必要と認める場合は、検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (未来戦略プロジェクトチーム)

- 第8条 検討会議に未来戦略プロジェクトチームを設置する。
- 2 未来戦略プロジェクトチームに関し必要な事項は、知事が別に定める。

### (事務局)

第9条 検討会議の事務局は、富山県総合政策局企画調整室に置く。

### (雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が 別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。